

## 1 基本方針

## (1) 計画の目指す姿

- ▶ 令和3年に施行された改正社会福祉法では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備していく観点から、市町村における支援体制の構築支援や介護人材確保の取組強化など所要の措置を講じ、もって地域共生社会の実現を図ることとされました。
- ▶ このことは、地域住民や社会福祉事業者等が相互に協力し、福祉サービスを必要とする方が地域の一員として様々な分野の活動に参加できるよう努めなければならないとする地域福祉推進の目的と相通ずるものになっています。
- ▶ こうした趣旨を踏まえ、本計画を進めていくための主題は、次のとおり第1期計画（平成30年3月策定）において定めた基本テーマを引き継ぎ、「安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現」とし、中長期的な将来も見据えつつ、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

**安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現**

## (2) 基本的な姿勢

- ▶ 本計画は、社会福祉法に規定する都道府県計画の趣旨目的に基づき、市町村における地域福祉の支援に関する事項を一体的に定めることはもとより、福祉分野の「上位計画」としての位置付けを念頭に、高齢者・障がい者・児童その他福祉の各分野に共通的な取組のうち、特に重要な事項を中心に策定します。
- ▶ また、社会福祉法をはじめとする各種法制度の改正や社会情勢の変化などを踏まえ、道における地域福祉に関する課題を整理するとともに、その課題解決に向けた施策として、地域共生社会の実現に資する取組のほか、官民が連携の上、社会全体で取り組むことが求められている取組に重点化します。
- ▶ 具体的には、互いに支え合う交流の場の確保や仕組みづくり、生活全般にわたる困りごとへの相談対応と自立に向けた支援、福祉に関する多様な支援ニーズに対応するための属性を問わない相談支援体制の構築などであり、これらについては、第4章以降で個別に掲載します。

## 2 主な施策の体系

- ▶ 都道府県計画は、福祉の各分野で共通的に取り組むべき事項をはじめ、社会福祉法に規定する5つの事項を一体的に策定することとされています。
- ▶ このことを踏まえ、本計画では、次の5つを施策の柱に定め、重点的な取組として位置付けることにより、「目指す姿」の実現に向けて、各般の施策を総合的に推進していきます。

